

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、応急活動体制を確立するとともに、建築物の破壊、道路・橋梁の損壊、火災の延焼拡大、ライフラインの機能停止、人心の動揺等による被害を軽減し、被災者の生命確保を最優先として、災害による人的、物的被害を最小限に止めるための災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第1節 鳥取市の災害応急活動体制確立計画

この計画は、災害対策基本法及び鳥取市災害対策本部条例に基づく災害対策本部（支部）の組織及び事務分掌に関し、必要な事項を定めるとともに、災害対策本部設置前における警戒体制及び災害発生時における初動活動の迅速かつ的確な災害応急対策実施体制を確立することを目的とする。

第1 鳥取市災害対策本部の設置及び組織

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、鳥取市は、市の機構をあげて、その機能を効率よく発揮できるよう、災害対策本部を設置する。本部長には、市長があたる。

1 設置

(1) 設置の基準

鳥取市災害対策本部（以下「市本部」という。）は、市地域内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、市長は災害対策基本法第23条及び鳥取市災害対策本部条例に基づき、鳥取市災害対策本部を設置する。

また、本部長は、現地での防災対策に万全を期するため、現地対策本部を設置し、現地対策本部員、その他の職員を置く。現地対策本部長には、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもってあてる。設置の基準は、次のとおりとする。

- ア 災害救助法が適用され、又は適用されるような大規模な災害が予想されるとき。
- イ 暴風、大雨、洪水、高潮又は津波等の気象予警報が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。
- ウ 気象予警報の発表にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生したとき、又は発生が予測されるとき。
- エ 市域内に大規模な地震、火災、爆発その他重大な災害が発生したとき。
- オ 多数の死傷者を伴う交通機関等の重大事故が発生し、救助及び緊急復旧等を実施する必要があるとき。
- カ その他市長が特に必要と認めたとき。

※震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部を設置する。

(2) 設置場所

市本部は、本庁舎 6 階全員協議会室に置く。ただし、本庁舎が被災したときは、
 駅南庁舎 2 階多目的ホールまたは本部長の指定する場所に置くものとする。

(3) 設置の公表・通知

市本部を設置したときは、市本部前に市本部の表示をするとともに、下表により
 通知する。

表 3.1.1

通 知 先	方 法	担 当
鳥取県知事	口頭、電話、連絡員又は防災無線	危機管理課
鳥取・智頭・浜村警察署	〃	〃
鳥取県東部広域行政管理組合消防局	〃	〃
防災会議構成機関	〃	〃
報道機関	口頭、書類、電話又はファクシミリ	広報室
市の機関	庁内には庁内放送 庁外の機関には電話又は連絡員	危機管理課及び 各部主管課
隣接町村	電話、連絡員又は防災無線	危機管理課

(4) 災害対策本部の廃止基準及び公表・通知

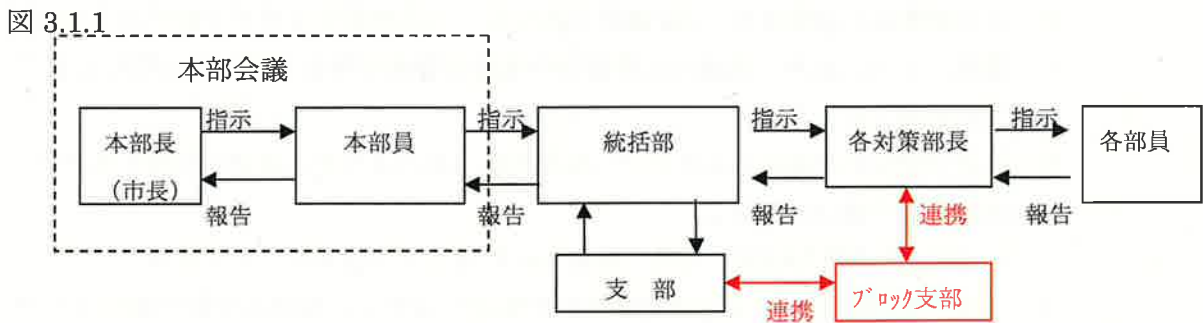
- ア 災害が発生するおそれが解消したとき。
- イ 発生した災害の応急対策が概ね完了したと認めたとき。
- ウ 公表及び通知は、設置に準ずるものとする。

2 組織及び指示報告

市本部は、図 3.1.3 に示すとおり、本部会議、統括部及び対策部をもって組織する。
 また、鳥取県東部広域行政管理組合消防局の非常災害時部隊編成は、図 3.1.4 に示す
 とおりである。

指示報告は、下図フローによる。

■災害対策本部指示報告フロー



※ 対策本部と対策支部との通信手段は、鳥取市防災行政無線及び鳥取県防災行政無線
 を使用する。

3 災害対策支部

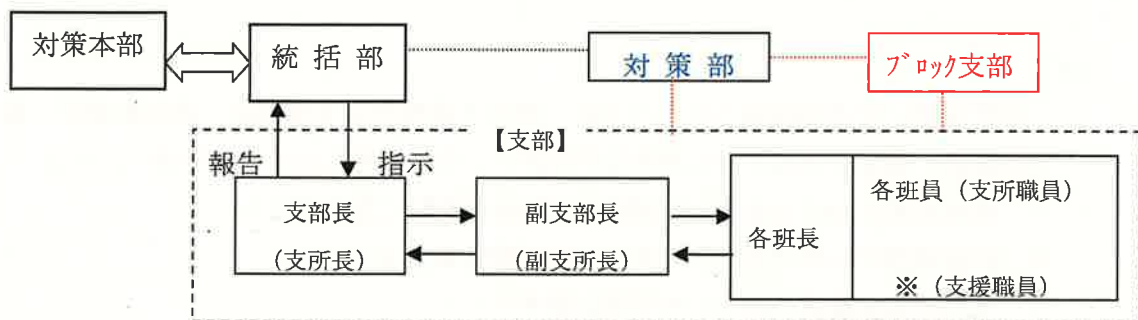
- (1) 市長は、総合支所での防災対策に万全を期するため、総合支所に災害対策支部（以下「支部」という。）を設置し、支部長には支所長をあてるものとする。
- (2) 対策支部は、総合支所内に置く。ただし、総合支所が被災したときは、支部長の指定する場所に置くものとする。
- (3) 支部の設置及び廃止の公表は、対策本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。
- (4) 支部を設置したときは、対策部の所掌事務を円滑に行うため、担当工事事務所をブロック支部（以下「ブロック支部」という。）として位置づけるものとし、ブロック支部長には工事事務所長をあてるものとする。

ブロック支部長は、対策部及び支部長と連携して、支部における災害応急対策を実施するものとする。

なお、国府及び福部支部については、対策部の所管班長が災害応急対策を実施するものとする。

■ 災害対策支部指示報告フロー

図 3.1.2



4 所掌事務等

(1) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、概ね次の事項を協議決定する。

本部会議の事務局は災害対策本部室内に設置し、事務局長は総務部防災調整監危機管理課長をもってあてる。

事務局は本部会議の庶務を担当し、概ね次の事項とする。

- ア 配備体制に関すること。
- イ 災害対策の基本方針に関すること。
- ウ 自衛隊その他の応援要請に関すること。
- エ その他災害に関する重要なこと。

(2) 統括部及び対策部

統括部及び対策部の構成及び所掌事務は、表 3.1.2 のとおりとする。ただし、災害の状況により相互に応援を行う。

(3) 本部長不在時の措置

本部長の不在時は、副本部長（副市長）が、本部長及び副本部長が不在の場合は、防災調整監がその職務を代行するものとし、それ以外の職員にあつては、「鳥取市における行政組織等に関する規則」及び「鳥取市事務決裁規程」の例による。

(4) 支部

対策支部の構成及び所掌事務は、表 3.1.2 のとおりとし、各総合支所を拠点に、管内を対象とした災害応急対策の実施にあたる。

各総合支所を拠点に、管内を対象とした次の災害応急対策の実施にあたる。

- ア 支部の開設及び表示板の設置
- イ 被害状況の把握・情報収集
- ウ 災害対策本部等との連絡調整
- エ 市民等への広報活動
- オ その他市長等の指示した事項

(5) ブロック支部

総合支所に支部が設置されたときは、担当工事事務所を拠点に、農林水産部、都市整備部、環境下水道部の各対策部が所掌する次の災害応急対策の実施にあたる。

- ア 担当支部における災害応急対策の実施及び支援に関すること。
- イ 担当支部における災害予防及び連絡調整に関すること。
- ウ その他各対策部の指示した事項に関すること。

(6) 鳥取県東部広域行政管理組合消防局

鳥取県東部広域行政管理組合消防局非常災害時の事務分掌は、表 3.1.3 のとおりとする。

図 3.1.3 鳥取市災害対策本部、支部組織図

(平成21年4月1日現在)

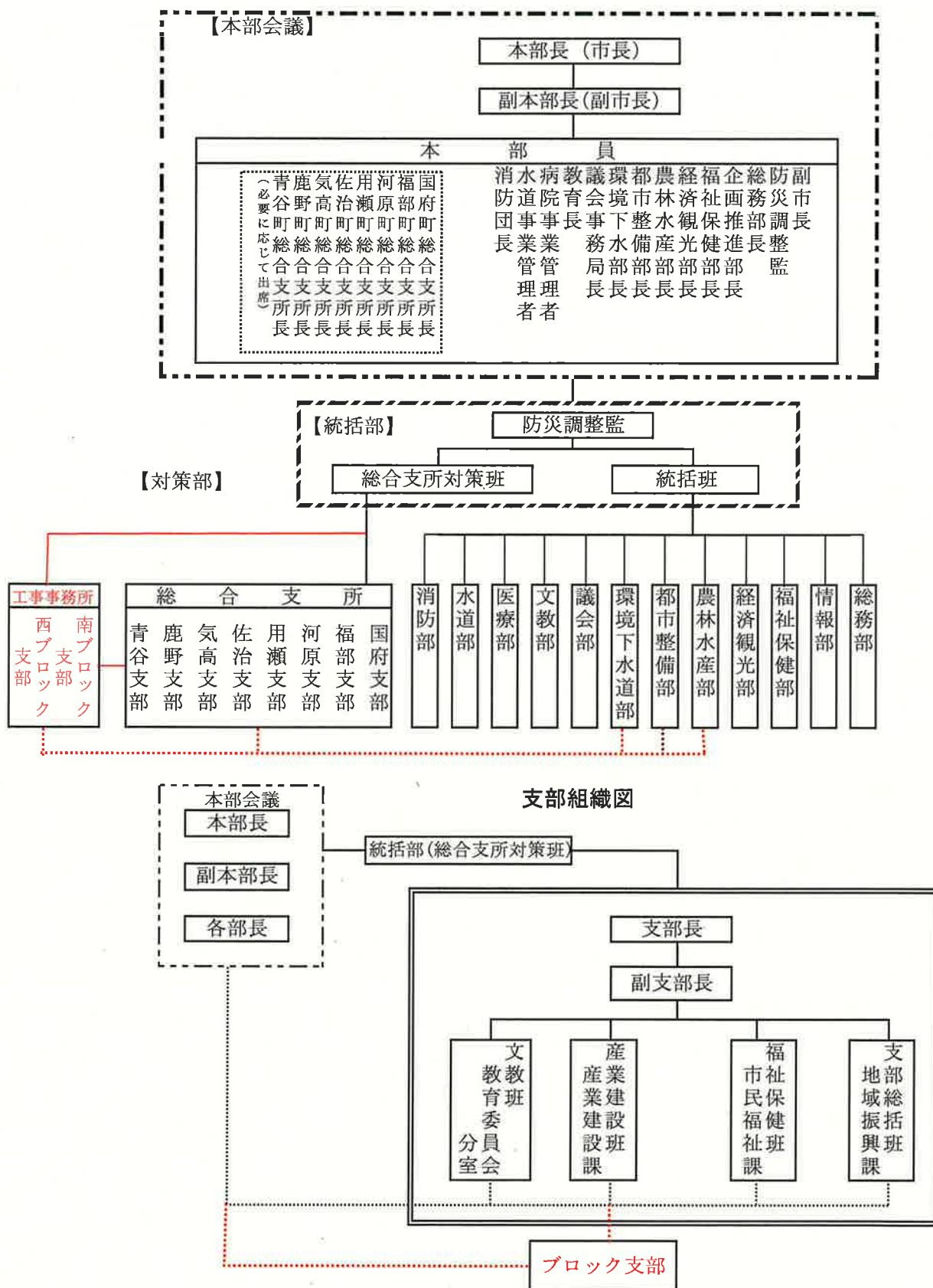


表 3.1.2 対策支部の構成及び事務分掌

対策部		班名	班員	所掌事務	
国府町支部	(支部長) 支所長	支部総括班	地域振興課員	1 支部の開設に関する事 2 所管区域の災害に関する情報の収集及び対策本部に対する報告に関する事 3 災害予防及び災害応急対策の実施に関する事並び連絡調整に関する事 4 市民等への広報活動に関する事 5 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に関する事 6 その他災害対策本部の指示した事項に関する事	
	(副支部長)	福祉保健班	市民福祉課員		
副支所長	産業建設班 文教班	産業建設課員 教育委員会国府町分室			
福部町支部	(支部長) 支所長	支部総括班	地域振興課員		1 支部の開設に関する事 2 所管区域の災害に関する情報の収集及び対策本部に対する報告に関する事 3 災害予防及び災害応急対策の実施に関する事並び連絡調整に関する事 4 市民等への広報活動に関する事 5 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に関する事 6 その他災害対策本部の指示した事項に関する事
	(副支部長)	福祉保健班	市民福祉課員		
副支所長	産業建設班 文教班	産業建設課員 教育委員会福部町分室			
河原町支部	(支部長) 支所長	支部総括班	地域振興課員	1 支部の開設に関する事 2 所管区域の災害に関する情報の収集及び対策本部に対する報告に関する事 3 災害予防及び災害応急対策の実施に関する事並び連絡調整に関する事 4 市民等への広報活動に関する事 5 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に関する事 6 その他災害対策本部の指示した事項に関する事	
	(副支部長)	福祉保健班	市民福祉課員		
副支所長	産業建設班 文教班	産業建設課員 教育委員会河原町分室			
用瀬町支部	(支部長) 支所長	支部総括班	地域振興課員		1 支部の開設に関する事 2 所管区域の災害に関する情報の収集及び対策本部に対する報告に関する事 3 災害予防及び災害応急対策の実施に関する事並び連絡調整に関する事 4 市民等への広報活動に関する事 5 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に関する事 6 その他災害対策本部の指示した事項に関する事
	(副支部長)	福祉保健班	市民福祉課員		
副支所長	産業建設班 文教班	産業建設課員 教育委員会用瀬町分室			
佐治町支部	(支部長) 支所長	支部総括班	地域振興課員	1 支部の開設に関する事 2 所管区域の災害に関する情報の収集及び対策本部に対する報告に関する事 3 災害予防及び災害応急対策の実施に関する事並び連絡調整に関する事 4 市民等への広報活動に関する事 5 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に関する事 6 その他災害対策本部の指示した事項に関する事	
	(副支部長)	福祉保健班	市民福祉課員		
副支所長	産業建設班 文教班	産業建設課員 教育委員会佐治町分室			
南 ク 支 部	(支部長) 工事事務所長 (副支部長) 所長補佐		工事事務所員		1 担当支部における災害応急対策の実施及び支援に関する事 2 担当支部における災害予防及び連絡調整に関する事 3 その他各対策部の指示した事項に関する事
気高町支部	(支部長) 支所長	支部総括班	地域振興課員		1 支部の開設に関する事 2 所管区域の災害に関する情報の収集及び対策本部に対する報告に関する事 3 災害予防及び災害応急対策の実施に関する事並び連絡調整に関する事 4 市民等への広報活動に関する事 5 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に関する事 6 その他災害対策本部の指示した事項に関する事
	(副支部長)	福祉保健班	市民福祉課員		
副支所長	産業建設班 文教班	産業建設課員 教育委員会気高町分室			
鹿野町支部	(支部長) 支所長	支部総括班	地域振興課員	1 支部の開設に関する事 2 所管区域の災害に関する情報の収集及び対策本部に対する報告に関する事 3 災害予防及び災害応急対策の実施に関する事並び連絡調整に関する事 4 市民等への広報活動に関する事 5 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に関する事 6 その他災害対策本部の指示した事項に関する事	
	(副支部長)	福祉保健班	市民福祉課員		
副支所長	産業建設班 文教班	産業建設課員 教育委員会鹿野町分室			
青谷町支部	(支部長) 支所長	支部総括班	地域振興課員		1 支部の開設に関する事 2 所管区域の災害に関する情報の収集及び対策本部に対する報告に関する事 3 災害予防及び災害応急対策の実施に関する事並び連絡調整に関する事 4 市民等への広報活動に関する事 5 災害対策本部各部事務分掌に基づく応急対策に関する事 6 その他災害対策本部の指示した事項に関する事
	(副支部長)	福祉保健班	市民福祉課員		
副支所長	産業建設班 文教班	産業建設課員 教育委員会青谷町分室			
西 ク 支 部	(支部長) 工事事務所長 (副支部長) 所長補佐		工事事務所員	1 担当支部における災害応急対策の実施及び支援に関する事 2 担当支部における災害予防及び連絡調整に関する事 3 その他各対策部の指示した事項に関する事	

	班名	班員	所掌事務
消防局長 消防局次 長	情報班 消防隊	消防署	1 現場指揮所の設置に関する事。 2 応援部隊の運用に関する事。 3 火災警戒区域の設定に関する事。 4 消防警戒区域の設定に関する事。 5 災害時の出動区分に関する事。 6 消防活動及び警戒巡視に関する事。 7 延焼阻止線の設定に関する事。 8 救急・救助活動に関する事。 9 署員の非常招集に関する事。 10 避難誘導及び勧告・指示に関する事。 11 情報の収集及び広報に関する事。 12 火災の原因調査に関する事。 13 関係機関との連絡調整に関する事。 14 火災証明に関する事。 15 他自治体応援隊の連絡員に関する事。 16 その他署の業務に関する事。

第2 職員の配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における職員配備体制は、その時点での災害の種類、規模、程度等に応じて、市本部設置前には市長が、市本部設置後においては本部長が職員配備体制を決定し、配備指令を発令する。

総合支所においては、市本部設置前には支所長が災害の種類、規模、程度に応じて、職員配備体制を決定し、配備指令を発令するものとする。

1 職員配備体制の種類及び体制

職員配備体制の種類は、「警戒配備体制」及び「災害配備体制」とし、次に定めるところによる。

(1) 警戒配備体制

「警戒配備体制」は、注意報又は警報の発表その他の災害が発生するおそれがあると認められる場合に、災害の発生に備えて警戒体制を確保するための配備体制とする。

「警戒配備体制」の種類は、「注意配備」と「警戒配備」とする。

ア 注意配備体制

「注意配備体制」は、注意報の発表その他の災害が発生するおそれがあると認められる場合で、注意を要する状況が発生した場合配備する。

イ 警戒配備体制

「警戒配備体制」は、警報の発表その他の災害が発生するおそれがあると認められる場合で、警戒を要する状況が発生した場合配備する。

(2) 災害配備体制

「災害配備体制」は、地震その他突発的な災害が発生し、若しくは相当規模の災害の発生が高い確率で予想される状況が生じた場合又は警戒配備体制中に災害が発生したため応急対策の実施が必要となった場合の配備体制とする。

ア 「災害配備体制」は、その時点の災害の種類、規模、程度に応じ、「第1配備」、「第2配備」及び「第3配備」の3段階に区分して職員を配備する。

イ 災害配備体制の留意点

災害応急対策の実施にあたっては、原則として、災害の種類、規模、程度等に応じ、その時点で優先度の高い対策項目から重点的に対処するものとする。重点的に対処するために適正な部署に必要な人員が配備される必要がある場合には、各部課や支所は相互に協力して、調整を行い、人員の確保に努めるものとする。

なお、配備職員の人員の確保が困難な場合は、その時点での動員可能職員を最大限に活用することに努めるとともに、必要に応じて他部署との調整を行い、迅速かつ的確な配備体制の確保に努めるものとする。

また、震度4以上の地震が発生した場合は、自動的に配備体制の指令が発令されるものであることに留意すること。

2 配備の基準、配備の内容及び職員の動員数

「警戒配備体制」及び「災害配備体制」の配備基準、配備の内容及び職員の動員数は、表3.1.5に定めるところによる。ただし、予想される災害の種類、規模、程度等に応じて、必要な部署の配備、動員人員数等を適宜変更する場合もあるので、その都度、配備の指示を確認し、迅速かつ的確な職員配備体制の確保に努めるものとする。

なお、鳥取県東部広域行政管理組合消防局における出場区分は、表3.1.6のとおりとする。

3 消防団員を兼ねる職員について

消防団員を兼ねる職員は、消防団員として出動する必要がある場合は、所属長と協議のうえ出動の可否を決定すること。なお、所属長は、その災害の規模や程度を十分に考慮し、職員の団員としての出動に考慮すること。なお、災害対策本部が設置された場合、所掌する事務を優先とする。

4 緊急支援体制

災害の規模・状況に応じて、本庁及び各総合支所間は災害防除のため、別に定める「鳥取市災害時緊急支援隊派遣要領」に基づき、職員を派遣するものとする。支援については、予め指定された職員で構成し、災害対策本部長及び支部長で協議し、必要な人員・資材等を支援する。

5 配備指令の伝達方法

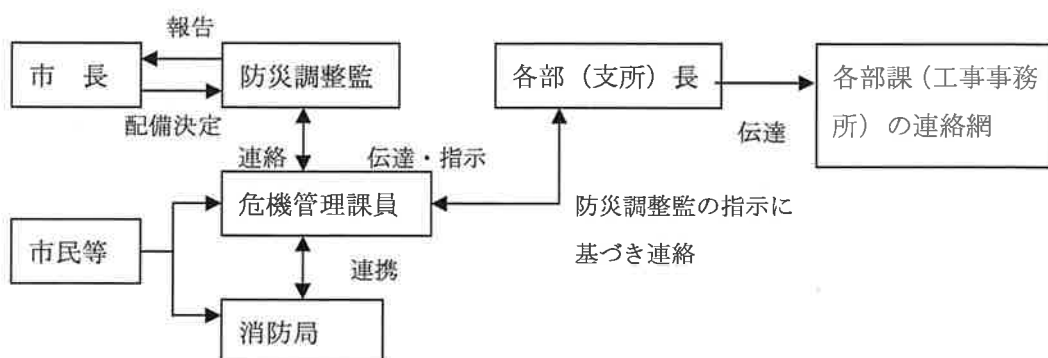
「職員配備体制」の配備指令の伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間内の場合

防災調整監(支所長)は、庁内放送及び内線電話等により、職員の配備の伝達を行う。

■勤務時間内の場合

図 3.1.5



(2) 勤務時間外の場合（準備体制が整わない場合）

防災調整監（支所長）は、本庁又は支所の警備員より災害情報等（気象情報又は住民からの情報等）の連絡を受けたときは、直ちに市長に報告し、指示を受け、参集要員を招集する。なお、伝達の方法は、電話、防災無線、伝令、その他すみやかに伝達できる方法とよる。なお、参集にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 防災担当部署に所属する職員は、可能な限り迅速に参集すること。

イ 緊急連絡網による配備指令の有無の確認が取れない場合は、災害の状況等を自ら判断し、所定の参集場所に自発的に参集すること。

ウ 職員は、休日、夜間等の勤務時間外に、災害の発生又は災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、自らの判断により積極的に登庁し、かつ、当該情報を関係部署に伝達することに努めること。

エ 職員は、地震等の災害により配備に参集する場合には、特に次の事項に留意すること。

(ア) 職員は、家族の安全確保に留意し、かつ、近隣の安全を確保することに努め、必要があれば適宜応援するなどの応急救助活動を行うこと。

(イ) 災害の被害の状況によっては、のこぎり、ナタなど人命救助その他応急活動のための道具を持参すること。

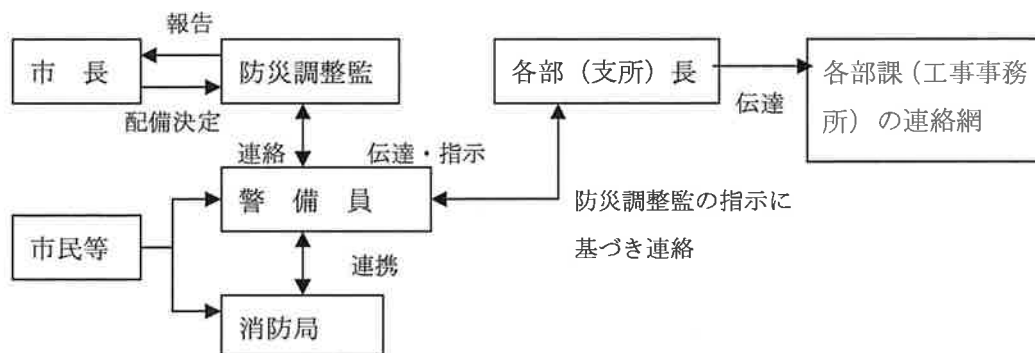
(ウ) 配備に参集する場合には、参集経路周辺の被害状況の把握に努め、所管部署に的確な被害状況を報告すること。

参集を命ぜられた職員は、あらかじめ指定された場所（本庁、各支所等）にすみやかに参集するとともに、登庁途中で把握した被害状況を責任者へ報告する。

ただし、配備基準に該当するような災害の発生等を認知した職員は、あらかじめ指定された参集場所に自主的に参集し、責任者の指示に従い応急対策活動にあたる。

■勤務時間外の場合

図 3.1.6



(3) 配備指令の緊急連絡網

休日、夜間等の勤務時間外の配備指令は、危機管理課（長）及び総務課（長）が、有線・携帯電話等により幹部職員、各部（局）長に連絡し、各部（局）長は各部、委員会等の庶務担当課長を通じて、それぞれ所管の緊急連絡網により職員に連絡する。なお、各部及び委員会等の庶務担当課長は、あらかじめ所管の緊急連絡網を確保しておくものとする。

6 勤務時間外の配備に参集する職員の留意事項

職員は、勤務時間外に配備指令が発せられたときは、速やかに参集することに努めるものとする。なお、参集にあたっては、次の事項に留意することとする。

- (1) 防災担当部署に所属する職員は、可能な限り迅速に参集すること。
- (2) 緊急連絡網による配備指令の有無の確認が取れない場合は、災害の状況等を自ら判断し、所定の参集場所に自発的に参集すること。
- (3) 職員は、休日、夜間等の勤務時間外に災害の発生又は災害の発生するおそれがある情報を察知したときは、自らの判断により積極的に登庁し、かつ、当該情報を関係部署に伝達することに努めること。
- (4) 防災担当部署に所属する職員以外の職員が地震等の災害により配備に参集する場合には、特に次の事項に留意すること。
 - ア 職員は、家族の安全確保に留意し、かつ、近隣の安全を確認することに努め、必要があれば適宜応援するなどの応急救助活動を行うこと。
 - イ 災害の被害の状況等によっては、ノコギリ、ナタなど人命救助その他の応急救助活動のための道具等を持参すること。
 - ウ 配備に参集する場合には、参集経路周辺の被害状況の把握に努め、所管部署に的確な被害状況の情報を報告すること。

表 3.1.5 鳥取市における配備・動員数 (その4)

(平成21年4月1日現在)

配備体制		警戒配備体制及び災害配備体制					地震発生時の配備体制			津波注意報・警報発表時の配備体制	
		警戒配備体制		災害配備体制			震度4	震度5弱	震度6弱以上	注意配備	警戒配備
		注意配備	警戒配備	第1配備	第2配備	第3配備	第1配備	第2配備	第3配備		
支部											
国府支部	支部総括班	2	3	5	7	7	5	7	7	2	3
	福祉保健班	1	1	3	7	10	3	7	10	1	1
	産業建設班	1	2	3	6	6	3	6	6	1	2
	文教班	1	1	1	2	4	1	2	4	1	1
	小計	5	7	12	22	27	12	22	27	5	7
福部支部	支部総括班	4	5	4	5	6	4	5	6	4	5
	福祉保健班		4		4	8		4	8		4
	産業建設班	2	5	2	5	6	2	5	6	2	5
	文教班		2		2	3		2	3		2
	小計	6	16	6	16	23	6	16	23	6	16
河原支部	支部総括班	3	7	7	7	7	3	7	7	3	7
	福祉保健班		2	2	10	10		2	10		2
	産業建設班		2	7	7	7		2	7		2
	文教班		1	1	4	4		1	4		1
	小計	3	12	17	28	28	8	28	28	3	12
用瀬支部	支部総括班	3	6	6	6	6	6	6	6	3	6
	福祉保健班		2	2	12	12		2	12		2
	産業建設班		2	3	5	5		3	5		2
	文教班		2	2	5	5		2	5		2
	小計	3	12	13	28	28	13	28	28	3	12
佐治支部	支部総括班	2	3	3	5	6	3	5	6	2	3
	福祉保健班		2	2	2	7		2	7		2
	産業建設班	1	2	3	5	6	3	5	6	1	2
	文教班		1	1	2	3		1	3		1
	小計	3	8	9	14	22	9	14	22	3	8
南ブロック支部		1	4	4	7	7	4	7	7	1	4
気高支部	支部総括班	3	3	3	7	7	3	7	7	3	3
	福祉保健班		2	2	6	11		2	11		2
	産業建設班		1	1	4	5		1	5		1
	文教班		1	1	2	4		1	4		1
	小計	3	7	7	19	27	7	19	27	3	7
鹿野支部	支部総括班	2	3	4	6	7	4	6	7	2	3
	福祉保健班		1	2	6	8		2	8		1
	産業建設班		1	5	5	5		5	5		1
	文教班		1	1	3	4		1	4		1
	小計	2	6	12	20	24	12	20	24	2	6
青谷支部	支部総括班	4	4	4	7	7	4	7	7	4	4
	福祉保健班		2	2	5	9		2	9		2
	産業建設班	1	3	4	5	7	4	5	7	1	3
	文教班		2	2	4	4		2	4		2
	小計	5	11	12	21	27	12	21	27	5	11
西ブロック支部		1	3	3	7	7	3	7	7	1	3
合計		32	86	95	182	220	86	182	220	32	86

(備考) 支部長は支部総括班に計上しています。

